# [論 説]

# 近世人身売買再論

石 尾 <u>芳</u> 久

とに人身売買(遊女奉公)を公認したという点にある。 のもとに、その禁制を骨抜きにする意味で(禁制の例外規定として)、 奉公契約の仮装ないしは養子縁組の仮装のも 徳川時代の人身売買の特質は、遊女奉公という女子の人身売買に具象化されているものであるが、人身売買の禁制

かかる人身売買を目的とする奉公契約の仮装――仮装的奉公契約を雇傭契約の歴史において如何なる系譜に位置づ

れる)と峻別すべき性格を有しているという認識のもとになされているのである。 奉公契約の仮装が、 要な意義を有するものである。このことは、養子縁組の仮装についても、同様である。中田薫氏は、メインの身分か 位置づけられているが、それは、 ら契約へという理論に即してかかる奉公契約の仮装――すなわち身売的年季奉公を人法的身分法的支配関係の段階に けるか、如何なる類型として把握するかということは、そのような仮装的奉公契約の本質を究明する上に、極めて重 奉公契約の仮装が、 真の意味の奉公契約(中田氏はこれを近世の普通年季奉公に認めら 当時の法思想

近世人身売買再論

倉氏新式目全五十九条中の第二十九条に認められる。 においてもまさにそのように自覚されていたことは、徳川時代の人身売買を禁止した最古の法令である京都所司代板

人之売買之事、従往古、老若男女堅停止也、於背此旨、先売手からめとらへ令闕所、速ニ可令殺害、 則親之所え可返、無親ハ親類之所え可渡、無縁之輩者其者之可任心、又者代物者依買申科不及沙汰、 其上買人も 被売候者

附、女子傾城遊女ニ成共、其身親類合点ニ而於金銀取候者、奉公人之作法ニ可仕、年月之分限者、 可為書物次

過怠之籠舎可申付事

之合点にて』とあり、其身(本人)の合点と親類の合点の意であることが、明白となる。後年の奉公人請状に『親類 意と解されたこと(「雇傭の歴史」二四七頁)は、正当な解釈とはいえない。合意は『相対』の概念に即して考察される とみなされている―「古法制雑考(五)」)となったものである。それ故、『其身親類合点』を牧英正氏が、本人と親の合 相談、当人得心之上』として、あるいは『女子得心之上』として記載される文言特記の源流(石井良助氏は、これを要件 『其身親類合点ニ而』とあるところは、武家厳制録の「京都所司代板倉氏父子公事扱掟条々」には、 『其身又親類

げられた事例が、『夫と相対仕り、遊女奉公に罷り出』云々であることによって明白である (同書、二四六頁)。

『相対』と『得心』とは区別すべきである。牧氏が当人得心と相対とを混同されていることは、氏のあ

右の板倉氏新式目の条文が、人身売買禁止の規定とならんで、附記として禁止を骨抜きにするような女子人身売買

べきであり、

の継続として、 あるによっても知られるであろう)。 中田薫氏が、親から雇主への人法的支配の委譲を以てする人法的身分法的支配関係 年十月二日の遊女解放令中に 『従来年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公住為致其実売買同様ノ所業ニ至リ以テノ外ノ事ニ付』 云々と それを隠蔽する形式としての『奉公人之作法』(奉公契約の仮装)を雇傭契約の如何なる系譜に位置づけるかというこ 女子人身売買を目的とする『奉公人之作法』たることにおいて明らかであり――ここに『奉公人』と して では なく 『奉公人之作法』(奉公人の方式―奉公契約の仮装)として記載される理由がある――、 実質は人身売買でありながら、 女子傾城遊女奉公の例外規定をかかげていることは、 注目に値し、 重要な問題となる(奉公契約の仮装ということが幕藩体制下の法思想として自覚されていたものであったことは、 奉公契約の仮装のもとに公認されている点に注目しなければならない。真の意味の奉公契約と異ることは、 『奉公人之作法』(奉公契約の仮装)を把握されようとしたのは、 しかもかかる女子人身売買が『奉公人之作 これを身分の系譜にあるものとして、 明治五

請契約は現代の用語でいえば身元保証契約に当るわけであるが、徳川時代には人請契約と雇傭契約(奉公契約) とが別 々に締結されたのではない。奉公契約(人請契約を含む)の締結には奉公人請状の差入を必要とし、請状を取って置か 徳川時代の人身売買の今一つの特徴は――これは一般に奉公人請状に共通する点であるが――、西村信雄氏が「人

身分契約の類型として位置づけようとされたが故に他ならない。

着施(主人から奉公人に給与すべき衣類等)などの如き奉公契約の条件に関する約定文言も記されていた。\* ていた。」とのべられ、また、「奉公人請状には、 なかった雇主に対しては訴権を付与しなかった。そうした意味では奉公契約(人請契約)は一種の要式契約であったと いえる。人請契約は、奉公契約と渾然一体を成し、奉公人請状には、奉公契約と人請契約とが融合した形で包含され 奉公人のための身元保証文言と共に、奉公契約の年季や給金や仕 即ち、

近世人身売買再論

係に関する徳川時代の法意識の一の重要な特色として注目すべき点である。」とのべられている(「身元保証の研究」一 人・人主若くは親等がその当事者たるべきものと考えられていたことがうかがわれるのである。このことは、 見ると、当時の社会通念としては、奉公人自身は奉公契約の当事者たるものではなくて、むしろ、身元保証人たる請 実に奉公をなさしめること、殊に『御公儀様御法度不及申御家御作法急度為相守可申』ことを約しているのである。 ではなくて今日の観念よりすれば、 単なる身元保証書ではなくて、同時に奉公契約書でもあった。しかし、その奉公契約は、奉公人自身と雇主との契約 本人得心の文言の特記を石井良助氏が要件とみられていることは重要である――筆者註)このような請状の形式から の当事者となり、相手方たる雇主に対して当該奉公人を『奉公に差出(又は差遣)し申』すべきこと、奉公人をして忠 『奉公人自身も此請状に署名することは屢々あるが要件ではない』。(中田薫氏――しかし、既述したように女子得心、 奉公人の身元保証人に該当する請人・人主(上方では親・伯父など)が契約の一方

特記されている例が少くないという事実――この点を西村氏自身「普通の給年年季奉公と異なる特徴」であるとされ ものに、 ている (同書、一六頁)——を如何に解するかということが問題になる。 奉公人が契約の目的物にすぎないならば、請 るか、また、身売的年季奉公の特色として、『当人得心の上』『女子得心之上』という文言が未成年者についてまで たとされるのであるが、そうであれば、「奉公人自身も此請状に署名することは屢々ある」という事実を如何に解す 「身元保証人たる請人・人主若くは親等」がその当事者たるべきものであって、奉公人自身がその契約の目的物だっ すなわち、奉公人請状は、奉公契約と人請契約とが渾然一体化したものであるが、そのような一体化をもたらした 治安維持を企図する警察的関心が存することは、 明白である。 奉公人請状における契約当事者は、

〇頁以下)。

状に『当人得心の上』とか『女子得心之上』といった文言を特記する理由は、少しも存しないからである。

近世の奉公人請状において、とくに身売的年季奉公請状において、『当人得心の上』『女子得心之上』といった文

言が特記され、奉公人自身も署する事実が多かったということは、請状において奉公人自身が自己を債奴とするとい が形式化したのである。もしも奉公契約の当事者たる意味において請状において当事者たるならば、「殆んど有名無 請状の実際を見ると、『身売的奉公たると純然たる年季奉公たるとを問はず、人主が請人と共に連署するのが通例』 約の当事者たる意味において当事者であったのかということを考えてみなければならない。そして、奉公契約という 味する、と考察しなければならない。「身元保証人たる請人・人主若くは親等がその当事者たるべきものと考えられ 巻上」三九一頁)、そのような相混同によって説明しうるとするならば、 請状にも連署するに至ったものであらう。」とされているが(「徳川時代に於ける人売及人質契約補考」―「法制史論集第三 請人は純然たる年季奉公に起源したものであったのが、何時しか互に相混同し、人主も亦請人の一種として、何れ 実の身元保証人」となるにいたる筈がない。この事実について、中田薫氏は「恐らく人主は身売的奉公に由来し、下 う事実を(西村氏、同書一三頁以下)、理解することが困難となるであろう。治安の状況が好転したから、 であり、且つ又、人主として署名している者は必ずしも奉公人の近親者ではなかった(中田薫氏――筆者註)。 のみなら よりも、 ていた」(西村氏)というのであるならば、奉公人請状に一体化されているという奉公契約と人請契約とのいずれの契 った状況に入ることを得心する――少くともそのように認定しうるものとして特記することが要件であったことを意 徳川中葉以後においては人主は全く形式的に連署者と化し、 殆ど有名無実の身元保証人となるに至った。」とい 人請契約の当事者たる意味において、請状の契約当事者であったという性格を考慮しないならば、「奉公人 身売的年季奉公請状においては、

第二七巻 第五号

犯罪人を検挙する手段として傾城町を免許するという幕府の権力関心があった。 別系統論をもって論ずるわけにはいかない。 同の現象がみられないということの理由を解明しなければならないのである。相混同してしまったとする以上もはや るまで「親が人主であるという観念は依然ある程度存した」(石井良助氏「続江戸時代慢筆」一八三頁)というように相混 周知の如く、徳川時代の公娼制度には、警察的関心が深く潜在している。 ----庄司甚右衛門の慶長十七年伝奏

進みながらも残存した、と把握すべきである(「江戸時代を通じて全国各地に公認の売春地域があった。 遊女町、 みなすことは可能であろう。そのような警察的関心との癒着が強固であるが故に、人主の形式的連署者化への傾向が 所に提出せる三ヶ条の覚書――この文書の信憑性については問題が存するが、幕府の右の如き権力関心を示す例証と

来日し、各地を見聞したツンベルクは『どんなに小さい村でも大きな都会にでも、公開の遊女屋がある』と書き残し いる「『色道大鏡』)。 この他に売春を黙許された同様の地域はそれこそ枚挙にいとまがない。安永四(一七七五)年に 方では傾城町ともいう。

宝永元(一七〇一)年没の藤本箕山は、

日本遊廓総目録として二五の遊廓を挙げて説明して

上

ている。」――牧英正氏「雇用の歴史」二三二頁)。

中世末期以降であるということは――「雇傭関係に立つ被傭者の身元保証又は身元引受に関する立法が、我が法制史 在した。すなわち、奉公人請状の方式は、警察的関心の規制下にあったのであり、 既に指摘したように、奉公人請状にみられる奉公契約と人質契約の一体化の背後には、支配権力の警察的関心が存 かかる性格の奉公人請状の出現が

上に現はれてくるのは、 一二頁二一、幕藩権力の本質を示唆するものとして認識すべきである。 比較的新しく 中世の 末期である」(高柳真三氏「徳川時代の身元保証」―「法律時報」三巻五号六

に指摘した。この仮装の問題を如何に解するか。たとえば、奉公契約の仮装を雇傭契約の如何なる系譜に位置づける 近世の人身売買が人身の売買を目的とする奉公契約の仮装、あるいは養子縁組の仮装のもとに行われたことは、既 - 実質が人身売買で法形式が奉公契約であるといった契約を雇傭契約の如何なる類型として把握するかといった

重要な問題が生ずるのである。

此傾向は武家用人の如き上級奉公人契約にすら及で居る程、しかく力強く且つ一般的なものであったが、それにも拘 封建法上の身分法的関係を脱却して、債権法上の自由契約に進化したことを論明されたが、これは実に卓見であって、 保存することを最もよく証明して居るのである。金田助教授は曾つて、徳川時代に於ても奉公契約は後年にあっては、 rechtlich Herrschaft)を、雇主の手に委譲して居る点に於て、 此奉公契約が其本源たる人身売買の特質を、 所有権(Dominica potestas) の作用にも比すべき、他人の人格に干渉し其人格的法益を処分する人法的支配(Person-文言を附帯して居るのみならず、奉公人死後の処置・縁付の自由・置替奉公権等、云はゞ夫権若くは親権或は又奴婢 田薫氏、牧英正氏の理論がある。氏は「身売的年季奉公契約は、奉公の対価を身代金と称し、身分に関する違乱担保 はらず身代金年季奉公にあっては、後世迄依然主人と奉公人との間に、もとより封建法的ではないが、矢張特種の人 奉公契約が後者とは全然系統を異にする所の、人身売買契約より変化したものであると云ふ理由に依ってのみ、 法的身分法的支配関係が保持されて居たことは、正に普通年季奉公契約に対する例外であって、此例外こそ此種年季 かかる奉公契約の仮装をあくまでも身分――身分契約の系譜にあるものとして位置づけられようとした理論に、中

代に於けるが如き人法的契約(Personenrechtlicher Vertrag)としての特種の奉公契約は、維新後に於ては名実共 人法的元素を駆除して、之を純然たる年季奉公契約に同化せしめたのは、明治維新後の立法の努力で、 説明され得べきであろう。」とのべられている「「法制史論集」 第三巻上、三五三頁以下)。氏はまた「此種の奉公契約より 其結果徳川時

叙述されているのである(同書、二四四頁)。 契約、すなわち身分契約として構成する根拠として最近にいたるまでうけつがれ、牧英正氏の近著「雇用の歴史」に 中田薫氏の右の如き人法的支配権委譲論——親権委譲論は、身売的年季奉公を人法的身分法的支配関係 身売的年季奉公を人法的身分法的支配関係として把握しそれを構成する根拠として「親権の譲渡」論なるものが

総て債権法上の雇傭契約に変化してしまったのである。」とものべられている(同書、三六四頁)。

穂積重遠氏も「親権は元来委任によって代理せしめ得べきであるまい」とされている(『親族法』。 ながら、なお親権譲渡論なる論理を作為することは、学説史上何等の根拠を有せざる不当な作為といわざるをえない。 父権、主人権、所有権といった分化を否定するものでなく、したがって、日本近世においてもかかる分化を前提とし えないものであったというところに、その特質が存したのである。家父長権が強力であるというそのことが、夫権 権とに分化されているが、主人権、所有権は譲渡しうるのに対し、夫権や父権は譲渡しえないという点において、主 ーマ法においては、周知の如く、 しかし、人法的支配権の委譲 所有権と親権とは峻別されているのである。強大な家父長権たりしローマ法の家父長権において親権が譲渡し ――親権の譲渡ということが、果して学説史上成立しうる論理といいうるであろうか。 早期において、家長権は、夫権、父権(親権)と奴隷に対する主人権および所有

女の人主として売却し質入したであろうことは容易に 理解されるであろう」(「法制史論集」 第三巻上三八七頁以下) とし も親権を以て子女に対する所有権の如く考へる思想が根強く蔓って居た事実を顧慮するならば、此の如き場合親が子 したがって親権譲渡論なる論理を作為することは不当であるが、中田薫氏の如く、「もともと下層民の間では後世迄 既述したように日本法においてもまた、家父長権について、夫権、父権、主人権、所有権の分化が厳存しており、 子と奴隷を同視することが下層民の思想であるとされたことは、 はなはだしい独断を示す、 といわざるをえな

は らかになれば、身売的年季奉公をもって人法的身分法的支配関係であり、人法的契約(身分契約)であるとみなす見解 かくして、人法的支配権の委譲ないしは親権の譲渡なる論理が学説史上根拠なき不当な作為であるということが明 一挙にその根拠を喪失することになるのである。

代価支払方法と全然同一である。 斯かる養子縁組では従って又売買上の約款が附いて来る。 例えば『彼の女(実母) れを『養子贈与』と称しているものと解せられている。これは古中国に於いて養子縁組の形式で為された人身売買の 価の支払は過去の『哺乳』又は養育に対する補償の名義で為されるのであって、一記録(HG. IV Nr. 1422)ではこ と呼んで、本来の純粋な養子縁組と区別しているが、此の場合には往々人身売買的色彩を帯びていることがある。代 に、原田慶吉氏は、かかる養子縁組をもって人売養子であり、売買的養子縁組であるとされた当然の理由がある。原 田氏は、 を仮装しているが故にこれを家族法的関係の継続とみなし、人法的身分法的関係とみなすことは、不当である。ここ このことは、人身の売買を目的とする養子縁組の仮装についても――一生不通養子――、 このような相続権の存しない養子縁組について、「コシャーカーはこれを給養契約(Pflegschaftsvertrag) 同様であって、 養子縁組

九(七三五)

近世人身売買再論

〇 (七三六)

っているが、其の意は寺院の神婢として醜業を営み、其の収益で養母を養育するの意である。寺院の神婢が貞操を鬻 に銀を衡れり。取戻の訴が提起せられたる場合には、シャマシュ、マルドック及びハンムラピに盟う』の如きであっ 記録(HG. IV Nr. 781)には『A(養女)は神婢とせられて、S其の母(養母)をして食を得せしむ可し』と謂 売買交換等にも見える担保約款なのである。娼婦の目的の為めの養子縁組などは、斯かる売買的養子縁組に伴う。

とみなすべきではないのである。 三頁)。人売的養子縁組は、 人身売買を目的とする養子縁組の全くの 仮装であって、 真の家族法上の養子縁組の系譜

手段たる養子縁組を――養子縁組の仮装を、真の家族法上の養子縁組と峻別すべきことをのべられている(同書)

四四

いことは、我々には謂わずして明らかである。」とのべられ(「楔形文字法の研究」一八八頁以下)、 かかる売買の目的 いでいたことは周知の事実である。斯かる本来の目的からそれて行った養子縁組は、比較法上別に目新しいものでな

と同文である――ことは、御定書の解釈において明確に自覚されていた。 生不通養子が人身売買を目的とする養子縁組の全くの仮装にすぎない――一生不通養子娘証文は遊女奉公人請状

公事方御定書下巻第四六条、享保十八年極

軽きもの養娘遊女奉公に出し候もの

実方より訴出共

無点取上

ですが、この書付には詳細にその立法理由が書いてあります。これによると、軽い身分のものがその養女を遊女奉公 右条文の立法理由について、石井良助氏は「この規定は、享保十八年正月十一日の老中書付を基礎としているもの

うのです。」とのべられている(「続江戸時代漫筆」一○九頁以下)。 わすだろうぐらいのことは覚悟しているはずであるから、証文のあるなしにかかわらず、実家では文句がいえぬとい 実方もその心得でなくては、卑賤の者へ養女にやるはずはない、大体実方より訴出るのは金銀所得の筋についての訴 を養うはずはないから、ひっきょう、将来遊女等にも遣わして、自分勝手にしたいつもりで養子をするのであるし、 えであるから、この点からも取り上げる必要はないというのです。結局、卑賤の者に養女にやる以上、将来遊女に遣 ん、たとえその出してある場合でも、自今この種の訴えは取上げないことにする。卑賤のものがいわれもなき者の子 に出したからとて、実方より訴出ても、娘を貰ったときに、遊女奉公に出さぬという証文が出してない場合はもちろ

約にすぎないことを当然の事柄としているのである。人身売買の禁制にもかかわらず、かかる軽きものの売買的養子 軽きものへの養女が真正の養子契約――人法的契約とは峻別すべき・人身売買を目的とする全くの仮装の人法的契

-仮装の養子契約を公認しているのである。

真正の養子契約であると認定した。 養子縁組の成立は、 しかるに、周知の如き、 明治四十一年七月七日東京控訴院判決は、芸娼妓稼等を目的とする養子縁組を有効とし、 『縁組ヲ為スノ 意思ノミヲ 以テ 足リ』――女子得心――、

売買の実質を隠蔽する方法となっているのである。かくして、幕府法においてさえ明確に自覚されていた仮装の意義 したのである。そして、真正の養子契約である――人法的身分法的支配関係――という認定は、 ノニ非ズ』とした。 『其決意ヲ為スニ至リシ縁由ノ如キハ』(それが芸妓稼の便宜に由来するものであっても)『縁組ノ効力ニ影響ヲ及ボスモ 『縁組ヲ為スノ意思』を形成する縁由に転倒せしめたのであり、 『縁組ヲ為スノ意思』さえあれば、芸娼妓稼等を目的とする養子縁組を真正の養子契約であると かかる目的と手段の転倒が、 本来その目的たりし

二二(七二八)

を看却し、仮装の養子契約を真正の養子契約に転化し、人法的身分法的支配関係の継続を認めることにより、 人身売買の目的を隠蔽したのである。人身売買の目的は、貸借契約と養子縁組ないしは稼業契約とい 法上の

う二本だての契約の構成によって隠蔽解体されることになる。

譲ないしは親権の譲渡なる・学説史上存在の理由を有しないところの・論理を作為される必然性が存するのである。 手法を認めることができるのである。そこに、かかる関係の認定の根拠として、中田氏が人法的身分法的支配権の委 仮裝を真実と擬制されて、人身売買――一生不通養子や身売的年季奉公を把握するに、人法的身分法的支配関係をも であっても、人身売買の目的を隠蔽するという明確な作為によるものであることを看過してはならない。 的身分法的支配関係の継続は、その仮装の真実への擬制が養子縁組の仮装の転化であっても、奉公契約の仮装の転化 企図としたという点に注目しなければならない。人身売買の目的を隠蔽する人法的身分法的支配関係なるものは、真 ってなされた手法には、仮装的身分を真実の身分に転化して人身売買を隠蔽した明治法則上の身分概念形成と同一の の意味の身分――身分契約と何等の関連を有するものではない。仮装的身分を真実の身分に転化せしめるという人法 仮装の養子契約を真正の養子契約――人法的契約に転化せしめることは、むしろ人身売買の目的を隠蔽することを 中田薫氏が、

# =

の物の賃貸借と同一法概念としての雇傭と峻別すべきものとなし、自由な労働契約という思想は、ゲルマン法の系譜 雇傭契約の起源については、二つの系譜が認められ、 ゲルマン法の雇傭契約を人法的な忠勤契約(封建契約 一はローマ法のそれであり、二はゲルマン法のそれである。 ―身分契約)より由来するものであり、 ローマ法

矢張特種の人法的身分法的支配関係が保持されて居た」となされたことは、そしてかかる関係をもって普通年季奉公 (「楔形文字法の研究」一五三頁)。 既述したように、中田蕪氏が近世の身売的年季奉公をもって「封建法的ではないが、 法であるとし、これをローマ法その他の「人と物とを同一基礎に置く雇傭法の物質主義」と区別されているのである のとなる筈であるが、いうまでもなく身売的年季奉公にそのような性格を想定することは不可能であり、むしろ反対 って中田氏の見解においては、人格主義の雇傭法の系譜にある身売的年季奉公が自由な労働契約への推進力をもつも と区別されたことは、 契約たることを本質とするという点を考察するならば、ゲルマン法から自由な労働契約へという発展は、 にあるものとした (末川博「雇傭契約発展の史的考察」)。 封建契約-すなわちゲルマン法の人格主義の雇傭法の系譜にあるものとみなされていたことを明示するものである。 当然に推定しえられるところである。 原田慶吉氏は、 封建法的ではないとされながらも身分契約の系譜(中田氏はこれを人法的契約とされる)にあるも ――身分契約が主君も従士も共に誠実義務を負う自由 かかるゲルマン法の雇傭契約を人格主義の雇傭

雇傭契約の起源は、 められている。」とのべられ(同書、 なる語は、自由人にも奴隷にも、 ない。雇傭は人の賃貸借(Personenmiete)に外ならない。従って古バビロニアに於いては、 吉氏によって指示されている。原田氏は「楔形文字法の領域に於いては、雇傭と賃貸借との間に法律的概念の区別が 物質主義の雇傭法――物の賃貸借と同一法概念としての雇傭がローマ法その他の諸法に認められることは、 『自己賃貸借』に始まったものであろう。自己の家畜を賃貸すると同様に、自己の奴隷や其の他 生物にも無生物にも用いられ、不動産の賃借に用いられる wasû の語と対立せし 一五〇頁)、 かかる系譜の雇傭契約の起源について、 「是等諸々の法制に於ける 『賃借する』(agâru) 原田慶

自由な労働契約への発展を阻止する性格を認めなければならないのである。

らが雇傭に就くときは、『XはZを(奴隷) Yより賃借せり』(Zitti YXigur)なるフォーミュラに対応して、 書が『自己自身を賃貸せり』( $\mu \epsilon \mu t \sigma \theta \omega \kappa \epsilon \nu \alpha t \epsilon \alpha \nu \tau \delta \nu$ )と謂ったが如く、 はYを彼自身より賃借せり』(Y itti ramânišu X îgur)なるフォーミュラを用いている。 の権力服従者を賃貸し、若し自己自らが雇われる場合には、『自己自身を賃貸する』と謂う考方である。 マ人が『自己と其の労力を貸す』(se suasque operas locare)と謂い、ビザンチン期のエヂプトのパピールス古文 古バビロニアのフォーミュラも、 驚く可き類似は、 自由人自 中国法

その用語に於て又その内容に於て、 たものであったこと、(二)少なくとも元以来は、右『典雇男女』の傍に良人が『典雇身』する契約が並び行はれ、そ 元代ではこれを『典雇男女』の契約と称し、『将某男』又は『将某女』て他人に典雇し与ふることを、 も亦提供している。(一)中国に於いて『家長が家属たる男女を他人に『傭雇与』ふ契約は、已に唐代に現はれて居り、 の内容は『将己身典雇良人』するものであったことを知り得るのである。今此両種の人身典雇契約を比較して見ると、 後者が前者を典型とし、これを模倣して成立ったことを推測せしむべき証跡、 その内容とし

に顕著なるものあるを認めざるを得ない。されば又、(三)『典雇身』が自己を『賃人』する契約であることの事実よ

実

生するに至ったもので、 初家属の『雇与』(傭雇)として行はれ、後これに模倣して独立良人が『将己身雇与人』ふ契約、即ち雇傭契約が発 は斯く推論せられて、中国の『雇傭契約も亦巴比倫や羅馬のそれと同様、人身の賃貸借(Personenmiete)であって、 りして、その典型たる『典雇男女』も亦、当然人身の賃貸借であると推論することが出来るであろう』―― られているのである。」とのべられている(同書、 その発達の経路も亦巴・羅両法に於ける沿革と全く同一であると云はねばならぬ』と断定せ 一五二頁以下)。 中田博士

古バビロニアのフォーミュラにおいて、奴隷の賃貸借に模したフォーミュラを用いて自由人の自己賃貸借が行われ

化していることは、仮装的雇傭契約をのりこえて債権法上の自由な雇傭契約への方向を指示しているのであって、そ 究・土地法取引法」四七八頁)を意味した。 実質は、自由人の自己売却——奴隷としての自己売却に他ならない。 関係にあるということ、すなわち、それが最も強力な家長権ともいうべき主人権との鋭い対抗関係を前提として成立 貸す――自己自身を貸すことと自己の労務を貸すことという分化が生じていない場合、すなわち自己賃貸借が自己自 の他の諸法との重大なる相違を示しているのである。このことは、ローマ法の自己賃貸借が奴隷の解放行為と緊密な 的雇傭契約たる性格を有する、といわなければならない。ローマ法の自己賃貸借が自己と自己の労務を貸すことに分 る自己賃貸借としての雇傭契約は、人身の賃貸借、人身の質入、人身の売買(自己売却)を実質とするところの仮装 身を賃貸借することに尽きるならば、その実質は容易に自己の債務奴隷化――物の賃貸借に移行するのであり、 ている点に注目すべきである。奴隷的労務の賃貸借に自由人が自己を投入することを意味する。中国においても、 したものであることと深い関連がある。他の東洋の諸法においては、ローマ法とは反対に、自己賃貸借は、 ーミュラとして自由人の自己賃貸借であるという点において雇傭契約であるが、ローマ法の如く自己と自己の労務を 「債権者の支配のもとに、惨澹たる労働をもって、代還の責任を負うこと」(仁井田陞「中国法制史研 フォ かか

雇傭法から自由な労働契約への発展の構想は、身分契約の自由契約たるの本質よりして理論的に支持すべきもの、 既に指摘したように、ギールケの構想、すなわち、ゲルマン法の人法的忠勤契約(身分契約) に由来する人格主義の その発展の歴史的連関の事実の実証性について慎重な立場を持したミッタイスも、 雇傭契約は債務法のなかでではなく人法のなかで取扱われているという問題、 人格主義の雇傭法の歴史 イギリス法では 現代

思想との密接な関係にあったからである。

一五(七三一)

一六 (七三二)

第二七巻 第五号

受にいたるまで継続したことを指摘して、法思想史的には、歴史的連続性の立証の可能性を示唆しているのである 的連続性の問題を提起しているのである。プラーニッツもまた、主人の僕婢に対する誠実配慮義務が、 ローマ法の継

(Grundzügo des deutschen Privatrechts)°

旧論文(「近世の雇傭契約について」)において山本大氏「土佐中世史」のあげられた次の如き史料を問題とした。

就\抽;|忠節;|下名之儀被;|仰付;候。無;|別儀;|百姓職可;|申付;|候。仍而為;|後日;如\件

貞茂

永禄十一年正月吉日

長弥三殿

被官契約可」有由候間、下地五段為「給分「進」之候。若奉公無沙汰之時ハ、彼在所可「取放「候。仍為「後日之「如」件

八郎 (花押)

永正十四年二月吉日

末延

神右衛門尉殿

事実は、必然的に民衆間の雇傭契約に深い影響を与えたことが、想定される。すなわち、自由な労働契約の方向を示 封建契約(身分契約)の民衆層への浸透の事実を示す、といってよい。人法的忠勤契約の民衆層への浸透である。この 恩給の対象となっているということは、百姓身分のままで封建契約! ――被官契約の当事者となっている事実を示す。

右の封建契約、あるいは被官契約においては、百姓職が、ないしは下地五段が、恩給の対象となっている。百姓職が

唆するものであったことが、推定される。

今川義元の天文五年駿河安養寺領の百姓に対する法令に『寺領百姓等武士へ不可奉公、況他所へ出之事』とあり、

北条氏が鎌倉の東慶寺領に対し『東慶寺百しやうしうとりいたす事』を禁じているもの等がある。

た。そこに外へ出ることの禁も、身分的な問題もあったといへるが、特にこれ等で強く見られるのは、分国内の百姓 これについて、中村吉治氏は「いづれも百姓の主取りをし、他の主人に契約し、武家へ奉公することの禁止であっ

が様々な勢力に勝手に結ばれることの禁止である。」とのべられている。(「近世初期農政史研究」二二六頁)

題として概括してしまうことは、理論上不当である。武士身分への上昇を意味するような主従契約という意味に尽き 義の雇傭法から自由な労働契約への歴史的関連を示唆するものである、といわなければならない。そして、かかる発 故に、戦国大名は、これを厳格に禁止したのである。かく考察するならば、右の史料は、断片的ではあるが、人格主 公契約と解すべきであり、 るならば、百姓が主取りの主体となる筈はない。『百しやうしうとり』とは、百姓間の自由な主従契約 な主従契約を禁止している点に、注目すべきである。百姓が主体となって締結する主従契約を武士身分への上昇の問 北条氏の東慶寺領禁令においては、百姓が主取りをすること、百姓が主体となって主取りをすること――そのよう かかる自由な奉公契約の蔓延が、民衆層の自治組織結成と深い関連をもつものであったが - 自由な奉

ると同じく、日本法の歴史においても根強くのこりつづけたのである。既述したように、 自己と自己の労務を貸すという注目すべき分化をとげており、自己の労務に限定して賃貸するという債権法 自己賃貸借は、

近世人身売買再論

これに反して、物質主義の雇傭法、自己賃貸借が雇傭契約の起源であるといった雇傭法は、他の東洋の諸法におけ

戦国大名以降の権力体制により阻止せしめられているのである。

展の動向は、

盛行する必然性がある。そして、かかる仮装的雇傭契約――奉公契約の仮装は、右に論証したことによって明白であ の類型に位置づけられるべきである)、 ここに、人身売買の禁令を骨抜きにする方法として、 貸借にこそ、仮装的雇傭契約――奉公契約の仮装の由来する根源があるのであり(奉公契約の仮装は、かかる自己賃貸借 上の自由契約への発展を示唆するものがあった。しかるに、ローマ法以外の諸法においては、そのような分化はみら るように、人格主義の雇傭法ではなくして物質主義の雇傭法の系譜に位置づけられるべきものなのである。 に投入するということは、自己を債務奴隷として売却することであり、実質は人身売買である。かかる性格の自己賃 既にふれたように、 板倉氏新式目が、人身売買禁制の附記として――例外として――遊女奉公(女子の人身売買) 自己自身を貸すという段階にとどまっていた。自己の人格そのものを物の賃貸借と同一の関係 かかる意味の自己賃貸借が

東洋の諸法に共通の体系をあらわすこととなる。近世の人身売買の禁制が極めて不徹底で斯瞞的であるという当然の 氏新式目の条文は、人身売買禁制とその例外規定という(仮装的雇傭契約――自己賃貸借の類型に即しての人身売買の認定) を認めていることは、 -自己賃貸借の類型としての人身売買の規制の意図を明示するものとして理解しうるのである。かくして、 仮装的雇傭契約、すなわち、奉公契約の仮装の類型に即して人身売買を例外として公認する意

良人の自身典雇(自己質入・自己賃貸)が認められていたのであって、 人質に関する資料が比較的多く、そのなかでも、自ら債権者の奴隷となり、 古代中国法においても、人身売買は禁止され、良人の妻妾子女の典雇は、禁止されていた。それにもかかわらず、 仁井田陞氏は「漢魏六朝時代の担保としては、 労働で債務を代還してしまえばふたたび

理由が存する。

自由となるもの、すなわち、ゲルマン部族法にいわゆる労働消却債奴制 (abdienende Schuldknechtschaft) の関係

る労働をもって、代還の責任を負うことは、 されているが、おそらくは、父母などの葬送費に限らず、債務のために人質となり、債権者の支配のもとに、惨澹た 資料が多い。 史籍には、 父母などの葬送費を借り、その代還のために債奴となることは、孝義として、少からず載録 当時においては、 めずらしくなかったに違いない。」とのべられている

(「中国法制史研究・土地法取引法」四七八頁)。

身典雇は、むしろ、人身の売買を目的とする奉公契約の仮装(自己賃貸借)であったであろう。しかも、そのような良 約たる自己賃貸借の本質があらわれている、と考察すべきであろう。 人の自身典雇は、父母などの葬送費を借りるためという孝義のイデオロギーとの深い接合関係にあるのである。 自己売却であり、そこに「惨澹たる労働をもって、代還の責任を負う」ことの真の意味が存するであろう。良人の自 比較ということは、むしろ困難であり、容易に元の身分にかえることが不可能であるような実質的には債奴としての 味に尽きる中国法の良人の自身典雇は、 のイデオロギーに接合した自身典雇にこそ、 ーマ法の如き自己と自己の労務を貸すといった分化を示す自己賃貸借ではなくして、自己自身を貸すといった意 まさに自己自身を債奴とすることであり、ゲルマン部族法の労働消却制との ローマ法の自己賃貸借と対蹠的な・人身売買を目的とする仮装的雇傭契

(| 古法制雜考 (三)」)。 (自己自身の人格の賃貸借 ――物質主義の雇傭法――であり、遊女奉公すなわち実質的には人身売買を目的とする奉 公契 約 かかる文言は、飯盛奉公証文、 洗濯下女奉公証文にも記載されている。自己賃貸借の系譜にあ ――物の賃貸借と同一法概念としての雇傭)という性格を如実に示しているのである。

れている。石井良助氏は、この点について「女子の同意を要件として居る事を注意すべきである」と指摘されている

日本近世の遊女奉公請状の雛型には、板倉氏新式目の其身合点よりの系譜をひくところの女子得心の文言が特記さ

一九(七三五)

の文言が要件となっていたという事実は、遊女奉公――例外として認められていた人身売買の類型が、奉公人之作法 女子得心の女子が成年者である場合もあるし、未成年者である場合もある。未成年の女子についてもなお女子得心

る。 自己賃貸借(奉公契約の仮装)の類型であるべきことを幕藩法が如何に厳格に要請していたかを示す一の証拠であ

により明証される。この接合の存するところにおいて自己の労務の賃貸借といった分化の生ずることは、絶対に不可 かかる自己賃貸借としての遊女奉公が孝義のイデオロギーと深く接合していたことは、 牧英正氏のあげられた史料

自由人の人身売買禁制の例外としての自己賃貸借―― 人身売買を目的とする仮装的奉公契約の事実は、 中世にまで

能である。

とのべられる(「中世人身法制雜考」――「法学 協会雑論」五六巻八号一〇三頁)。 石井良助氏は「鎌倉時代に於ては、 奴婢をも含めて、人身の売買を禁止した」(法上の意味においてではあるが)

それにもかかわらず、自己賃貸借――自己が債奴となるという奉公契約を仮装した人身売買が行われていたのであ

ŋ,

これが「身曳」である。

この身曳について、石井良助氏は「人身売買とよく似て、然も之と区別せらるべきものに『身曳』がある。身曳と

因の如何を問はず、自己の身を相手方に曳進める行為は総て身曳であったのである。」とのべられている「中世人身法 を意味する。身売の結果として行はれることもあるが、然し、身曳の原因は必ずしも身売のみに限られて居ない。原 云ふのは、自己の身を相手方に進めると云ふ義で、我と我が身を相手方の支配の下に置き、その所従被官となる行為

制雜考」—「法学協会雜誌」五六巻九号、五五頁)。

債務者の身曳状 証している。石井良助氏が身売の結果としての身曳の例として沙石集巻第六下十六『身売母養事』をあげられている ことよりして、その身売が孝義のイデオロギーと深く接合していることを認めることができる。債務の弁済としての 身曳が身売すなわち自己売却をも包括する概念であることは、身曳が人身売買を目的とする手段でもあることを明 -室町時代末期——の実例を、石井氏は、阿波国徴古雑抄一一六頁所収那賀郡橘浦八幡宮文書に指

申請出挙米事

示される。

合肆石壱斗三升者

杉原松成慈円に、永代身を引まいらせ候所、在地明白なり、但何なる見門世遣の御領に候とも、このこの状をもっく原松成慈円に、永代身を引まいらせ候所、在地明白なり、但何なる見門世遣の御領に候とも、(て) 右伴出拳米ハ、父又五郎給わり□ゆへに、この肆石壱斗三升のかたに、あさなつる法師童、生年十六□になり候を、

て、御沙汰あるへく候ものなり、仍為後日沙汰証文状如件、

杉原□□□又五郎の子法師童(花押)

応永十七年七月廿七日

いは永代自己質入)するということを意味する。人身売買の禁制の例外としての身曳――自己賃貸借の方式で行われる 自己売却である。年貢公事不納の為の身曳状を、石井良助氏は、大光寺文書二より指示される。 この身曳状は、本人が署名し『永代身を引まいらせ候』というのであるから、 債務者が自己自身を永代賃貸(ある

右馬五郎男自身引文之事

近世人身売買再論

合壱人定、字右馬五郎男、生年廿五歳也

寺常住可為御下部候、向後者、 右件子細者、大光寺百姓地を給候て、御年貢依不弁済仕候、我身を永代御寺引申候所実也、 御ゆるしなく候て、 何なる権門高家神社仏寺御領内罷入候とも、如此状御沙汰候 於自今以後者、

む時、一事一言子細を不可申候、若又背御寺候て、ふけうを仕候者、

十余州大小神祇御罰、宗右馬五郎男八万四千如毛穴可蒙羅候仍為、後日沙汰起請文幷引文之状如件 右馬五郎 [略押]

上奉始梵天帝尺、当山地神、伊勢天照大神宮、巨〔田〕八幡大莊、熊野三山大権現、妻満五社大明神、

惣日本六

文和二二二年正月廿五日

我身を永代大光寺の下部――債奴として賃貸する、というのである。人身売買を目的とする自己賃貸借――身曳の 中国法上の良人の自身典雇と同一である。 かかる起請文の形式の身曳状は、 本人得心の強固なること

雇傭契約の一の起源としての自己賃貸借を示すものであり、物質主義の雇傭法の系譜にあることを示すものである)を無視されて 的とする奉公契約の仮装 傭法の構造とその史的展開過程序説⊖、⇔」をあげることができるが、吉田氏の右論文は、遊女奉公が人身売買を目 することを看過してはならない。最近公表された近世の雇傭契約に関する篤実な研究として、吉田正志氏の「近世雇 られるのである。 いるという点において、理論上重大な欠陥を暴露しているものである。 いう得心の意思を純粋に表示する意義を明示している。かかる確乎たる本人得心を根拠として奉公契約が仮装せしめ −近世における如く人請契約を混入せしめて、人主請人が保証するのではなくして、本人そのものが自己賃貸借と 板倉氏新式目の、 ——仮装的雇傭契約-あるいは遊女奉公人請状の前史に、中世にまで遡及しうるような歴史的過程が存 ――であるというその仮装の意義(それは既にくりかえして指摘したように

なるものが人身売買契約なるものを包含するとなすことは、理論上極めて不当である。人身売買契約が近代以前にお 場合は、近代市民法的概念としてのそれではない。ここでは、人身もしくは労働力の有償提供を内容とする契約すべ 契約を『雇傭契約』と呼ぶ。」とのべられる(同論文、六二頁)。人身の売買契約ということそのことは、人身売買契約 包含する『雇傭契約』なる概念を前近代を理由として構成することは、恣意的概念構成という他ない。 いても人身売買契約である以上、それを真正の雇傭契約と同視する何等の理由も存在しないからである。人身売買を の雇傭契約とは異るからといって、氏のいわゆる『雇傭契約』——仮装の雇傭契約ではなくして真正の雇傭契約-てを『雇傭契約』と呼ぶ。 したがって、 人身売買契約も『雇傭契約』に含まれる。」とのべられているが、近代法上 であって雇傭契約ではない。吉田氏は、同論文註(七五頁)において、「いうまでもなく、本稿で『雇傭契約』という 支払われたということであり、人身もしくは労働力の売買契約が締結されたということを意味する。ここでは、この 近世の雇傭契約を定義して、「金銭の授受があったということは、人身もしくは労働力に対する対価が

を吉田氏の『雇傭契約』なる概念は、同一のものとして包括することになる。吉田氏の『雇傭契約』は、絶対矛盾的自 田氏のいわゆる『雇傭契約』なるものが誕生する所以があるのである。したがって、吉田氏の『雇傭契約』には身売 を真正の奉公契約-近世の人身売買――遊女奉公が女子得心の奉公契約の仮装の方式で行われているという仮装の意義を無視し、これ 普通年季奉公は自由契約への方向に位置づけられるべきものであるが(中田薫氏の見解と同様である)、身売 普通年季奉公の例外でさえなく、同一のものとして包括されることになる。吉田氏の右論文の趣旨に かかる自由契約の方向に鋭く背反するものであること自明のことであるから、 ――雇傭契約と同一のものとみなすという短絡的思考にもとづく概念構成を形成するところに、吉 かかる相矛盾する奉公

四

するものではあるまい)、 るならば、吉田氏は、 不当であり、 前史を有するものである以上、 己同一という奇妙な概念構成となる。近代法以前であるからといって、近代法上の雇傭契約や売買契約がそれぞれの | 恋意的である、といわざるをえない。かかる恣意的『雇傭契約』概念がかりに成立する理由があるとす 雇傭契約の歴史において(氏も『雇傭契約』なる概念を使用する以上雇傭契約の歴史の存在までも否定 如何なる系譜に、そして如何なる段階に位置づけられるかということを、 かかる絶対矛盾的自己同一の概念たる『雇傭契約』概念を構成することは、 当然に立証しなけ

ればならない。

しかるに、かかる考察は、吉田氏論文において全く行われていないのである。

る)が、吉田氏の問題関心から完全に欠落せしめられているのである。 仮装的奉公契約を雇傭契約の歴史の如何なる段階に位置づけるかに苦慮し、 中田燕氏の人法的契約論もかかる苦慮の産物なのであ れる遊女奉公――人身売買禁制の例外規定としての人身売買を目的とする奉公契約の仮装の問題(従来の学説もかかる の長短の事柄しか問題となっていないのであり、板倉氏新式目で最も重大であるところの『奉公人之作法』に認めら 板倉氏新式目の解釈に関しても、 吉田氏は、 かかる奇妙な『雇傭契約』概念を前提として行う。 したがって、 年季

約との二本だての契約を構成することを以て人身売買の目的を隠蔽し解体したことは、 このような手法と同様に、稼業契約と貸借契約との二本だての契約を構成することを以て、実質的人身売買を隠蔽 明治法制上において、人身売買を目的とする養子縁組の仮装をむしろ真正の養子縁組とみなし、養子縁組と貸借契 既にのべた。

周知の事実である。この場合、稼業契約は、一般の雇傭契約と同視されるか、あるいは雇傭契約に準ずるものと認定 ものでは決してなく、 解体したのであって、たとえ稼業契約が公序良俗による規制を可能とするとしても、 むしろ分離せしめられており、このことが、実質的意味における人身売買を温存したことは、 前者の無効が後者を無効とする

志氏の人身売買を普通年季奉公と共に包含する『雇傭契約』なる概念にも、右述せる明治法制上の短絡的思考方法を 問題を無視し、安易に真正の雇傭契約とみなす短絡的思考方法がかかる法論理に認められるが、既に批判した吉田正 だての契約による構成そのものが、人身売買を温存する法論理となったことに注目すべきである。雇傭契約の仮装の 約を以て解体再構成されることになり、人身売買の目的を隠蔽し、人身売買を温存する役割を果したのである。二本 が真正の雇傭契約と認定されることにより、芸娼妓契約――人身売買契約は、稼業契約と貸借契約との二本だての契 雇傭契約と認定することによって、仮装的雇傭契約は、真正の雇傭契約に転化せしめられているのであり、 されている。奉公契約の仮装の問題は、 って、短絡的に真正の雇傭契約に転移せしめられているのである。一般的な雇傭契約ではないとしても、 自由を拘束することも各契約当事者の自由意思であるという詭弁的論理によ なお特殊な 稼業契約

キナシ』と指示してゐる。」とのべられている(「前借金契約について」一〇三二頁)。 六月廿三日附司法省指令は、 ば人倫上不当としたに依るものであつて、必ずしも芸娼妓等の稼業自体を不法視したのではない。この故に明治七年 放を命令した所以も、 芸娼妓稼業の本質を問うことなく、『稼ギノタメ月給ヲ取極メ候モノ』ということを真正の雇傭契約と認定したこ 西村信雄氏は、 「明治五年十月二日附太政官布告第二九五号及び同年十月九日附司法省布達第二二号が芸娼妓の解 従来の芸娼妓の年季奉公が人身売買の実質を具へ奉公人の人身の自由を極度に束縛せることを 芸妓奉公に於ても『稼ギノタメ月給ヲ取極メ候モノハ人身売買ノ類ニアラズ罪ノ問フベ

以てする詭弁的論理と同一の思考方法が存在する、と断定してよい。

とにより、 仮装的雇傭契約を安易に真正の雇傭契約と認定するという短絡的思考方法が、 『人身売買ノ類ニアラズ』ということになったのである。 かかる重大な結果をもたらすという

近世人身売買再論

ことが、看過されてはならないし、

仮装の本質、したがって稼業契約と貸借契約の二本だての契約を以てする仮装の解体の本質が追求されることは、 得心を自由意思といった近代法概念をもって擬装しているが――みることができるのである。このような奉公契約 『奉公人之作法』に奉公人と同一の法関係を認定した明治法制の特質を―

西村信雄氏の如きも、「『稼業契約』が借金債務の返済方法に関する特約であるとするならば、債権者たる抱主は、

無といってよいような状況であったのである。

費・衣類費等〕を控除した残額)が前借金の元利合計額に達することを以て満足すべきである。 妓酌婦紹介業に関する調査』四七頁によれば、 芸妓の中所謂『分け』と『七三』とは予め稼業年限を約定せず、 稼高を以て前借金 ひ得るか否か頗る疑はしい」とのべられている(『前借金契約について台』― 『民商法雑誌』七巻三号、四二六頁以下)。 であれば、これを「前払給金」と解すべきであり、 益金の多寡を問はず予め約定せる年限の間稼業に従事し了つたときに始めて前借金債務が消滅するもの」とし、そう を完済するとき迄を稼業期間とするものであり、俗に之を『稼ぎ抜け』と称する由である)。 しかしながら、 せる純益金が前借金の元利合計高に達するときは前借金債務が消滅するものと為す契約が行はれてはゐる(前掲『芸娟 当該芸娼妓の稼業に因って生ずる純益金(即ち抱主が収受せる『稼高』から、 抱主の負担せる諸種の費用〔税金・食費・器具 「稼業契約が法律的な意義における『人身売買』に該当すると云 実際上も、 他面、 稼業上の収 抱主の収取

既に嫁業契約を真正の雇傭契約と認定することをその前提としている。 払給金」と認定する理由となっているが、「稼業上の収益金の多寡を問はず」年季の終了のみを問題とする見解は、 西村信雄氏の右の見解において、稼業契約の雇傭契約の仮装たる点が無視されていることに注目しなければならな 「稼業上の収益金の多寡を問はず」ということが、したがって年季の終了を重視するということが前借金を「前 しかも、 かかる前提--稼業上の収益金は当

然に前借金と因果関係があるにもかかわらず両者を分断している――を問題とすることなく、前借金について「前払 給金」なる概念を構成し、それを以て稼業契約を真正の雇傭契約とみなす根拠となし人身売買の認定を拒否する理由

となすことは、明らかに論理上の循環に陥っていることを明示するものである。

問題を無視し短絡的に『雇傭契約』概念を形成した見解にも、右述せる理由よりして同様に、人身売買の理解に関す る反動的性格を内在せしめる可能性を認めざるをえないのである。 には、人身売買の目的を隠蔽するという反動的法論理の性格を認めうるのであり、吉田正志氏の右述せる如き仮装の かくして、身売的年季奉公と同様、雇傭契約の仮装の問題を無視した明治期の稼業契約・貸借契約二本だての構想

### 四

革命論を基礎とし、 ば、牧英正氏の人身売買禁制に関する理論も、その根拠を喪失せざるをえない。しからば、この問題について、牧英 英正氏が基礎とされた安良城理論なるものが到底支持することができないものであることは明白であり、そうであれ かかる検地政策を封建革命であるというような革命的政策とみなす見解を否定する事実が厳存していたのである。牧 について、牧英正氏は、前著「近世日本の人身売買の系譜」において、安良城盛昭氏の太閤検地小農自立論―― 不徹底なる欺瞞的なる(遊女奉公――女子人身売買を奉公人之作法において公認している)人身売買禁制反覆の理由 徳川幕府の人身売買禁制は、頗る不徹底にして欺瞞的なものであったが、しばしばくりかえして発令されている。 太閤検地には、 周知の如く、検地帳に近世被差別身分の源流を示す『かわた』身分が記載されているのであり、 いわゆる小農自立政策との対応の関係で近世の人身売買禁制の特質を把握されようとした。しか

政策の一環として近世の皮相的にして欺瞞的な人身売買の禁制を位置づけようとされる。 意味することとなる。それは、農民に対する弾圧政策であって、封建革命を内実とする小農自立の方向とは反対であ 策をとつてきた。」とのべられている(同書、一○四頁)。かかる小農維持政策なるものは、農民土地緊縛の権力政策を 正氏は、近著「雇用の歴史」において、如何に答えられているか。氏は、秀吉の行った検地、刀狩、身分の固定、人 に放置することは許されなかつた。」とのべられる (同書、九二頁)。権力による民衆の直接把握とは何か。これについ ることは、権力による民衆の直接把握を侵害する。それは権力の基礎を蚕食し、基底を崩壊させるものであるがゆえ 売買の禁止が相互に関連する政策である、とし、江戸幕府は、当初秀吉の政策を踏襲したと考察され、「人を売買す かくして、牧氏は、前著における小農自立を根拠とした人身売買禁制論を放棄され、むしろ、反対に、農民弾圧 牧氏は「幕府の初期の政策は、小本百姓を中核とし全剰余生産を収奪することにあり、幕府はこの小農維持の政

け、 らの自由な主取りに対する禁止を徹底したものである。すなわち、人格主義の雇傭法に対する徹底せる断絶を意図す 的な関係を有するものであるが、天正十四年正月十九日の御法度条々中には、『一 諸奉公人、侍の事は申すに及ば この奉公契約に対する厳格な関心は、周知の如く秀吉の法令に認めることができる。それは、 中間・小者・あらし子に至る迄、其主に暇を乞はず出づる事曲事ニ候の間、相抱ふべからず、但し前の主ニ相届 慥ニ合点これあらば是非に及ばざること』とあり、 其主に暇を乞うことなき奉公を禁止しているが、 兵農分離政策と必然

約の戦国大名による禁止と皮相的な人身売買の禁制とが、関連のあることをのべたことがある。

この点について、私は、既に、人格主義の雇傭法の系譜をひくところの百姓の自由な主取りといった自由な奉公契

な被官契約(「新篇追加第七六条に所謂『容置身於富徳家』く契約」石井良助氏)とに区別され、 隷属的な奉公関係までも包括するものであったのである。石井良助氏は、 人格主義の雇傭法は、 中世末期以降一般民衆にまで浸透し、被官契約なる概念をもって構成された。被官契約は、 通常の主従契約的系統の被官契約と隷属的 前者の被官契約状として楓

此旨をもつて可然様に御両人預御被官者、畏入可存候、 日本国六十余州大小神祗殊当庄河内之大明神針畑惣社之御罰罷可蒙候、 仍為後日之状如件 然上者、 於後日心中不相替、 可致奉公候、

軒文書纂二〇(朽木八) 所収のものをあげられる。

文明十年正月廿八日

「石井」

代へて、債務者(或はその子息等)が債権者に対してその身を曳進める場合である。これには予め、借用証に於て、身 法制雜考 (二)」—「法学協会雜誌」五六巻九号、五六頁以下)。 方に掲げた小嶋太郎右衛門宗重天文十六年十一月日申状に『右対川崎与三十三貫九百文預遣候処、依無其調法、 曳を特約して置くことがある。相良家文書之一、第四二号正和二年八月四日鎮西下知状に『右如道心所進了信状者 その所従となる場合」をあげられ、永正八年の身曳状を紹介されている。これに準ずるものとして、 隷属性を示すものとして、 これに対して、身曳――物の賃貸借と同一法概念としての自己賃貸借 然者、可為譜代被官人之由申之、近日者、不能出入之条言語道働也、(ヤ・) 「飢饉の結果、生活に困窮して、已を得ず、 『容置身於宮徳之家』(新篇追加第七六条)き、 (あるいは自己質入) 即ち之である。 その外、 ――による被官契約 「債務の弁済に 賦引付幷徳政 の

二九(七四五)

状は、 る。すなわち、身曳の本質に自己自身の賃貸と自己の労務の賃貸との分化を示唆するのが認められるのである。身曳 務の弁済のための身曳)、『近日者、不能出入之条言語道働也』といった被官人の自由な行動があることを問題としてい 被官契約にもとづいて作成されるが、身曳という行為に自己自身の賃貸と自己の労務の賃貸とが包括されると

自己賃貸借を意味する身曳状であるが、 右に紹介された天文十六年十一月日申状は、譜代被官人でありながら (債

とには問題があり、 (「中世人身法制雑考(fi)」―「法学協会雑誌」五六巻九号、六一頁)として人身売買を前提として下部契約を把握されたこ 身売買を意味する身曳までも下部契約としての被官契約の系譜において把握される場合があったことを示している。 いう意味において、 石井良助氏が、新篇追加第七六条の『容置身於富徳家』く契約を「人身売買系統の下部契約」たる被官契約 むしろ下部契約としての被官契約を前提とし、その系譜において、事実上の人身売買を意味する 主従契約の系譜にあり被官契約が下部契約としての被官契約を含むことが推定され、 事実上の人

欺瞞的な人身売買禁制にもひきつがれた、と考察しうる。 身曳が把握される場合があったと考察すべきではなかろうか。秀吉の奉公契約に対する厳格な関心をかかる人格主義 ――被官契約の断絶の徹底化の権力政策としてみることができるのである。この政策は、徳川幕府の皮相的

刀狩、身分の固定、皮相的欺瞞的な人身売買禁制をもってする被官契約断絶の徹底化という権力政策は、

禁制をもって直ちに権力の農民の掌握を意味するものとみなすことは、 漸く農民の土地緊縛が可能となったのであって、牧氏の如く、 するに農民の自治組織を解体し、他律的なライトゥルギー団体(強制団体)へと逆立ちせしめ、かかる逆立ちを通じて かかる組織の問題を無視し、皮相的欺瞞的な人身売買 必ずしも正当ではないのである。

戦国大名以降の支配権力が被官契約、とくに人民の側からする自由な被官契約を断絶することに苦慮していたこと

は、次の事柄によってこれを理解しうるであろう。

天文十三年の今川義元朱印状に注目すべきである。

今川義元朱印状(七条文書)

者糺」之押置可「|注進・申゚。但寄「|縡於左右「荷・物遣乱不」可」申。 或号「|権・門被官。 不」動「|其役「之類・堅可「|申 藨皮毛皮滑革・以下れんしやく商人・他国江皮を致||商売と||云々。其所来町人等皮を持・否事問尋。荷物隠・置

付°有···先例·故皮·留之趣如、件。

国目士と

天文十三甲辰

四月廿七日

大井掃部丞殿

最下層にまで浸透することが、人民の根源からの解放・革命の運動につながることを、戦国大名の権力関心は、 の注意をもって観察していたのである。 ことができる。かわた層の被官契約締結の動向に対して、まず第一に厳格な関心を有したことは、被官契約が人民の 右文書によれば、かわた層に対する、権門との被官契約締結の禁止への厳格な関心があらわれていることを認める

## 五

な自由な奉公契約(百姓主取り)――譜代奉公・被官契約が完全に息の根をとめられ、むしろ、 徳川幕府の元禄十一年の年季制限撤廃の問題について、 私は、この時期に、 農民の自治組織と関連をもちうるよう 普通年季奉公に――そ

近世人身売再論

三一(七四

背いた者でないこと等、警察的事項を担保する点において、その責任は身元保証人のそれより広いといえましょう。」――「続江戸 行為を意味する家父長制観念の準用が認められる事実によって立証される)、 年季 制限撤廃の圧力となったことを論じたので 趨勢が(それは、時代は下るが、元文三年の味舌上村の『人別宗旨御改牒』において、奉公関係に『久り』という親族関係の断絶 時代漫筆」――とのべられたような性格が潜在していることに注意すべきである)。 そして、 かかる普通年季奉公の反動化の ものであることの問題性については、 が浸透しつつあるという逆立ち的現象がみられることを指摘した(普通年季奉公の請状が奉公契約と人請契約の一体化した れが必ずしも通説でいわれているような債権法上の自由契約への発展を示すものではなく― 既にふれたが、人請契約という面に石井良助氏が「本人が切支丹でないこと、 -身売的年季奉公の性格 公儀の法律に

あるならば、元の年季制限にかえることは、 あいまって――、年季制限の撤廃にふみきった、とされる。しかし、譜代奉公人(永年条奉公)の減少が全国的現象で 公許したが、それを再禁止することによって生ずる繁多の事務を回避するために――譜代奉公人の減少という事実と 牧英正氏は、 「近世日本の人身売買の系譜」においては、延宝三年水害による特例として人身売買および永年季を それ程の繁多な努力を必要とするものではない。この点に、牧氏の見解

の理論上不当なる所以が存したのである。

をめぐって土地に対する政策と関連をもっていたことは、すでに述べた。土地に対する政策はこのとき大きい変化を 精農主義にのりかえた」――、「幕府の人売買と永年期の禁止が、幕府の初期に固守しようとした本百姓体制の維持 小農維持政策を変更し、精農主義にのりかえたとされ――「不安定な小本百姓に依存する政策にある程度見切をつけ、 しかるに、牧氏は、近著「雇用の歴史」において、ふたたびこの問題をとりあげられ、 幕府は、この時期に初期の

約の禁止をはずすことは田畑を離れた百姓を安定させる便法でもあつた。かつ、譜代は事実上消滅しつつあつたから、 これにより急激な変化の恐れはない。長年季禁止を撤廃する法が前述のように三条からなっていたことは意味のない

していた。幕府は旧套墨守をやめた。田畑の流質を認めれば、田畑を失ふ百姓が生ずることを避けられない。

ことではなかろう。」とのべられている(同書、一〇五頁)。 事実上消滅しつつあった譜代契約に、その禁止をはずすことにより、田畑を離れた百姓を安定させる便法たる意義

それが便法であるとしても(重大な使命をもつ便法である)、その論述の理論的趣旨を理解することが困難となるのであ 消滅しつつある譜代契約に、田畑を離れた百姓を安定させるといった重大な使命を如何にして託しうるのか、たとえ を託すということは、存続している譜代契約にそのような意義を託すということであれば、 理解しうるのであるが、

とは、首肯されるべきである。 ただし、 年季制限撤廃の問題と農村の体質の変化(いうまでもなく都市の体質の変化も関連する)と関連づけられたこ

他律的強制団体としての都市農村の編成である。これに対応し

都市・農村の体質の変化とは、自治の喪失であり、

る。

身売的年季奉公の盛行と普通年季奉公の反動化の傾向が、顕在化しつつあったのである。身売的年季奉公が年季を限 たであろう。むしろ反動的な家父長的な奉公関係を推進するにすぎなかったであろう。 のであり― て経済史の問題としては江戸中期以降の農民層の分解が――したがって雇用関係の増大が考察されなければならない 他律的団体のなかに生成してきた寄生地主層は、決して自由な奉公関係を形成する主体とはならなかっ かかる状況のもとに、

推定される。解禁された譜代契約は、その名称が同じであるとしても、 性格の身売的年季奉公の盛行は、寄生地主制の形成とあいまって、普通年季奉公の反動化をうながすものであったと る頃には死亡していたと推定して差支えない。実質的には永年季と相違するところはなかったのである。 とみるべきである。反動化した普通年季奉公の別称と認めるべきである。このような普通年季奉公の反動化・家父長 遊女の平均年齢が、二十二、三歳であることを思えば(牧英正「人身売買」一五一頁)、 初期の譜代契約とはその本質を全く異にする、

いのである。 牧正英氏は、安永六年五月の幕府の法令を紹介しておられるが(「雇用の歴史」一〇九頁)、その法令中には、

骸化した欺瞞的人身売買禁制は、依然として固守されていたのであるから、

「幕府は旧套墨守をやめた」わけではな

的奉公関係への逆行の趨勢を公認するところに、年季制限撤廃の本質がある、と考察することができる。

事情といった矛盾する事態においこまれていることを明示している。 ライトウルギー的強制団体としての農村は、奉公出稼人を輩出せざるをえず、その重圧こそが特定の事件を契機とし しめたいのであり、年季制限をゆるめたくはなかったのである。それにもかかわらず、 なく、殊ニ南海道之道端ニ而諸役多勤、徳ハなく費ハ多、稼共不調、 九日の『相定申堅約之一札』には、 候類これ有る由相聞え、 来在方村々のもの共、 粉骨を砕候事』云々とある――)、 権力側が年季を制限せざるを得ない事情と年季制限を撤廃せざるを得ない 耕作を等閑ニいたし、 不埓の至ニ候云々』とあり(同様の状況は樫井村文書にも指摘することができる――宝永五年正月廿 『抑樫井村大河抱、過太之修理勤、 却て困窮等の儀申し立て、 励共不足故、勇徒之者ハ他国ニ稼ハ留之居之男女老少共ニ百 田地ハ田方之畦ニ被詰、尺寸之空地もなく、 権力側としては、 奉公稼ニ出候もの多く、 極度の貧困状況におちいった 能う限り農民を村方に定着せ 所持の田畑を荒し置 野山の除地も 近

たとはいえ、幕府をして年季制限の撤廃にふみきらせたのである。

あり、普通年季奉公の反動化、普通年季奉公の身売的年季奉公への接近の動向が看取されるのである。 しかも、右述したように、自治を喪失した都市農村に、自由な労働契約への展望を有しうるような普通年季奉公契 -年季の長短なりそのような奉公契約の本質までも測定することは不当である――が確立されることは、 困難で

八一頁以下)、 かかる安囲といった妾奉公までも包括しうる下女奉公——普通年季奉公なるものが 如何なる体質をも 妾奉公に『安囲』といった遊女奉公と同質の形態がみられるという事実をみれば(大竹秀男氏「『家』と女性の歴史] 『当人得心の上』なる文言があり、両者の性格の酷似――人身売買よりの系譜を示唆する如き――するものがある。 このことを端的に証明する事実は、普通年季奉公の一種として妾奉公が位置づけられているということに認みられ 人別帳にも妾という記載はなく下女という記載があるのみである。妾の手切証文には、遊女奉公人請状と同様、

つかは(家父長的体質を有する奉公関係という側面の存すること)、既に明白な事柄であるであろう。